

ID: 178

担当部署: 地域整備課

処分の概要	社会福祉法人等の使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町営住宅条例 第50条		
例 規 番 号	平成9年条例第20号		
【基準】 第50条の規定による。 (使用許可の取消し) 第50条 町長は、次の各号の1に該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日